

2015年9月〇〇日

従業員各位

マイナンバーについてのお願い

マイナンバー法の成立に伴い、2015年10月より、住民票を有する全ての方にマイナンバーが通知されます。また、2016年1月以降は税や社会保障などの公的な手続きに、順次マイナンバーの記載が必要となります。そのため、会社は全従業員からマイナンバーの情報を収集することになります。

つきましては、下記をご一読の上、マイナンバーを取得の上、管理部へ提出できるよう準備をお願い致します。

記

1. 皆さんへのお願い

まずは10月1日以降に住民票に記載の現住所へ、「通知カード」が書留で届きます。

通知カードが配付されるまでに、住民票の現住所を変更するなどしていただき、確実に受け取れるようにしておいて下さい。なお、通知カードは個人カードへの切り替えの際等にも必要なものとなりますので、大切に保管してください。

2. マイナンバー収集の担当者

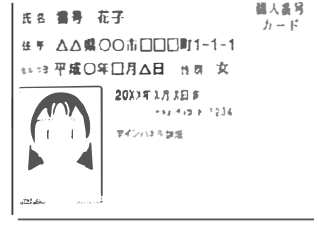
対象になる人

- ①社員（アルバイト、パート含む）
 - ②社員の配偶者とその家族（扶養に入っている配偶者とその子供）
- ※扶養の対象ではない配偶者については提出の必要はありません。

3. マイナンバーの提出方法

提出方法については、追って連絡を致しますので、お待ちください。

※カードの種類

通知カード 2015年10月～	個人番号カード 2016年1月～	
	 (表)	 (裏)
希望者は通知カードから個人番号カードへ切替可能（市区町村に直接申込になり、費用は当分の間は無料になるとのことです）		

3. マイナンバーの利用目的

源泉徴収票作成事務、健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の諸手続き
その他、マイナンバーについてのお問い合わせは、総務部までお願いいたします。

以上